平成２５年（フ）第６７２０号
東京都千代田区三崎町２丁目７番10号
破産者　株式会社ハブズ
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７２２号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目26―１―407、開始決定時の住所千葉県柏市若柴173―８柏の葉キャンパス151街区Ａ―2801
破産者　山本佐知子
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７３５号
東京都中央区東日本橋３丁目４番６号ＩＣＡ３ビル西側２階
破産者　株式会社コトベジャパン
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８５８号
埼玉県八潮市中央１―15―８―401、住民票上の住所埼玉県三郷市戸ケ崎2140―１―301
破産者　橋本　敬一
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８９０号
東京都大田区西蒲田７丁目35―３―803
破産者　石黒　行彦（旧姓奥田）
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９８４号
埼玉県深谷市東方3680―48
破産者　角田　朝男
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９８５号
埼玉県深谷市東方3680―48
破産者　角田まゆみ
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７００７号
東京都東村山市野口町３丁目７―38　サンシティハイツ２―202
破産者　阿部　　進
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１０５号
東京都板橋区熊野町34―９―1304
破産者　小野　明子
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１１０号
東京都西東京市谷戸町３丁目11―３―102
破産者　荒谷友香子
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２３６号
東京都品川区西五反田２丁目24―７―1001
破産者　原田　理加
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２４１号
東京都江東区北砂１丁目３―１―1110
破産者　林　　孝
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３０４号
東京都新宿区大久保１丁目７―30―204
破産者　冨田　惠子
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３３５号
神奈川県横浜市都筑区北山田５丁目12―５―103
破産者　柳沢　章一
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３３６号
神奈川県横浜市都筑区北山田５丁目12―５―103
破産者　柳沢亜希子
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３４１号
東京都杉並区和田３丁目41―29―207
破産者　古村　幸司
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３４６号
東京都東久留米市南町４丁目３―30
破産者　高橋　安弘
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３８１号
東京都豊島区巣鴨４丁目29―２
破産者　山田　司郎
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３９５号
東京都八王子市下恩方町636―204
破産者　木村　成文
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４１１号
栃木県小山市八幡町１―11―21、開始決定時の住所東京都豊島区南長崎５丁目９―２―104
破産者　らー麺きんこと　金丸　勝彦
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４４４号
東京都練馬区中村北１丁目11―３―1314
破産者　花澤　寿和
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部